

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条の規定によって公告する。

平成30年10月9日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

教決第9号

1 調達物品及び数量

広島県立広島叡智学園中学校・高等学校 ICT 機器 一式

（広島叡智学園 Hiroshima Global Academy [HiGA (ハイガ)] ICT 環境構築業務に付随する機器）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県立広島叡智学園高等学校

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 契約の相手方を決定した日

平成30年7月30日

4 契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

西日本電信電話株式会社広島支店

(2) 所在地

広島市中区基町6番77号

5 契約金額

49,702,680円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

特例政令第11条第1項第1号該当